

外国証券取引口座約款（特別会員用）

（下線部変更・追加）

改正前	改正後
<p>第1条（規定の<u>主旨</u>）</p> <p>1 この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます。)と当社との間で行う外国証券の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 申込者は、この約款の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとしします。</p> <p style="text-align: right;"><u>2019年5月20日現在</u> 以上</p>	<p>第1条（規定の<u>趣旨</u>）</p> <p>1 この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます。)と当社との間で行う外国証券の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 申込者は、この約款の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとしします。</p> <p><u>3 本規定に別段の定めがないときは、諸法令および「投資信託取引約款」の各規定に従うものとしします。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2022年6月2日現在</u> 以上</p>